

青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館指定管理者募集要項

I 要項の趣旨

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館の管理運営を行わせるため、指定管理者を募集することとし、募集の実施に必要な事項を定めるものです。

II 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館（以下「センター」という。）	青森市大字野尻字今田52番地4号

2 設置目的

本施設は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定される身体障害者福祉センターとして、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として設置されています。

3 施設の業務

- (1) 身体障がい者に対する更生相談、機能訓練の実施及び身体障がい者等に対するスポーツ、レクリエーションの指導の実施に関すること。
- (2) 身体障がい者の社会活動に必要な援助を行うためのボランティアの養成、身体障がい者社会参加支援施設職員等に対する研修を実施に関すること。
- (3) その他身体障がい者の福祉の増進を図るための事業の実施に関すること。

4 施設の規模等

- (1) 構造

本館棟	鉄筋コンクリート造	2階建
体育館棟	鉄骨造	
- (2) 敷地面積 約 6,300 m²
- (3) 総延床面積 2,518.77 m² (R6.4.1 現在)

本館棟	1階	899.51 m ² 、	2階	891.24 m ² 、	合計	1,790.75 m ²
体育館棟						728.02 m ²

(※) 本施設は現在、改築工事を進めており、令和7年度に新体育館、同8年度に新本館が供用開始となる予定であることから、令和7年度以降の面積は以下を参考とすること。併せて、新本館棟、新体育館棟ともに全館空調導入予定のため、電気代の積算に留意すること。

総延床面積	2,704.01 m ² (R7.4.1→新体育館供用開始予定)
本館棟	1,790.75 m ²
新体育館棟	885.53 m ²
仮設渡り廊下棟	27.73 m ² (新本館供用開始後に撤去予定)

総延床面積	1,964.33 m ² (R8.4.1→新本館供用開始予定)
新本館棟	1階のみ 1,078.80 m ²
新体育館棟	885.53 m ²

- (4) 本館内施設 大研修室、会議室、図書・談話室、クラブ室、事務室等
- (5) 本館内入居団体
 - 一般財団法人青森県身体障害者福祉協会
 - 財団法人青森県手をつなぐ育成会
 - 日本ALS協会青森県支部
 - 特定非営利活動法人青森県障がい者スポーツ協会

Ⅲ 管理の条件

1 施設の管理方針

- (1) 関係法令、条例、規則及び青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館指定管理者業務水準書（以下「業務水準書」という。）を遵守し、センターの設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- (2) 県民が快適に施設等を利用できるよう、施設の設備及び物品の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、青森県個人情報保護条例に基づき適正に行うこと。

2 指定管理者が行う業務

- (1) センターの設置目的に即した業務
 - ・ 身体障がい者に対する更生相談、機能訓練を行う業務
 - ・ 身体障がい者等に対するスポーツ、レクリエーションの指導等を行う業務
 - ・ 身体障がい者の社会活動に必要な援助を行うためのボランティアの養成、身体障がい者社会参加支援施設職員等に対する研修を行う業務
- (2) センターの管理に関する業務
 - ・ 施設の利用承認に関する業務
 - ・ 施設及び設備等の維持管理に関する業務

※ 詳細は業務水準書のとおりです。

なお、業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については、県の承諾を得て専門の事業者にも再委託することができます。

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの予定ですが、県議会の議決を経て確定します。

4 県が指定管理者に支払う委託料

県は毎年度の予算の範囲内において、施設の管理運営に必要な経費を委託料として指定管理者に支払うこととし、その具体的な金額は申請時の事業計画書で提案された金額に基づき、指定管理者と県が協議の上協定で定めることとします。

5 管理の基準等

業務水準書のとおり。

6 モニタリング

県は指定管理者による施設の管理及び利用の状況等について点検・評価を行うものとし、その結果を公表するとともに、指定管理者に必要な指示、指導を行うものとします。

Ⅳ 申請の手続

1 応募資格

センターの指定管理者に係る申請を行う者は、次の資格等を有することが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人では申請できません。）。
- (2) 団体又はその代表者等が、次に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者
 - エ 青森県から指名停止措置を受けている者
 - オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定を取り消された者
 - カ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
 - キ 法人税、法人事業税、法人都道府県税、法人市町村税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその利益となる活動を行う者
 - ケ 暴力団又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者
- (3) 県議会の議員、知事及び副知事等が経営する法人その他団体（県議会の議員、知事、副知事、指定管理者の候補者の選定に関与する県の職員、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくする者が代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体）でないこと。
- (4) 県内に主たる事務所を設置しているか若しくは設置する予定であること。（設置予定の場合にあつては、指定管理者として業務を開始する時点において事務所を設置していること。）
グループを構成して応募する場合は、代表団体が県内に主たる事務所を有するか若しくは設置する予定であること。（設置予定にあつては、指定管理者として業務を開始する時点において事務所を設置していること。）

2 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1、1-2）
- (2) 身体障がい者福祉センターねむのき会館の管理運営に係る事業計画書（別紙様式2）
- (3) 応募資格を有していることを証する書類

IVの1応募資格の見出し符号	区分	提出書類
IVの1の(1)	法人の場合	定款、寄附行為
		登記事項証明書
	地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書
		代表者の住民票の写し
法人でない場合	定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの 代表者又は管理人の住民票の写し	
IVの1の(2)のア、イ、ウ、エ、オ、カ	全ての団体	IVの1の(2)のア、イ、ウ、エ、オ、カに該当しない旨の申立書
IVの1の(2)のキ	納税義務がある場合	納税証明書
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書
IVの1の(3)	全ての団体	IVの1の(3)に該当しない旨の申立書

- (4) 団体の経営の状況を示す書類
 - ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（直近3か年分）
 - イ 申請日の属する年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (5) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- (6) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (7) 現に指定管理者として管理運営を行っている施設又は指定管理者の申請を行っている施設がある場合は、当該施設の名称、所在地及び指定の期間を記載した書類

3 事業計画書の記載内容

次の項目について、センターの設置目的を効果的に達成し、かつ効率的に運営できることがわかる内容として提案してください。（各項目の具体的設問は、別添様式2に記載しております。）

- (1) 管理運営の基本方針
- (2) 組織人員
- (3) 管理運営の実施計画
- (4) 施設整備の維持管理計画及び利用者の安全対策
- (5) 個人情報の保護
- (6) 収支計画（自主事業を除く。）
- (7) 類似施設の管理運営実績
- (8) 必要物品の配置計画
- (9) 休館日、開館時間

なお、指定期間全体に係る委託料の金額については、次の基準額を上限とする範囲内で提案してください。なお、この基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意してください。

基準額	
令和7年度	62,437,000円／年平均（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
令和8～11年度	67,278,000円／年平均（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記基準額は、消費税及び地方消費税を10%で計算した額です。

※令和7年度は新体育館、8年度は新本館が供用開始となる予定のため、光熱水費は見込み額を計上していますが、使用実績によって減額となる場合があります。

4 グループによる応募

- (1) 複数の法人等が、それぞれの得意分野を活かして施設の管理に参加するため、グループを構成して応募（以下「グループ応募」という。）することも可能ですが、グループ応募の場合は代表団体を定めて応募してください。
この場合、代表団体は、グループの代表として、センターの管理に係る主要な業務を担うものであること。
- (2) グループ応募の場合、提出書類については、全ての構成員に係るものとして提出してください。
- (3) 単独で応募した法人等は、同一の指定管理者の募集に対してグループ応募の構成員となることはできません。また、同一の指定管理者の募集に対し、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。
- (4) グループ応募の構成員のうちに応募資格を満たさない者がある場合は、指定を受けることができません。

5 説明会の実施

現地において募集に係る説明会を開催しますので、参加希望者は令和6年7月4日（木）

17時15分までに下記の連絡先に電話等で申し出てください。

- (1) 開催日時 令和6年7月11日(木) 午後2時から
- (2) 開催場所 青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館2階中会議室
(青森市大字野尻字今田52-4)

6 質問事項の受付

- (1) 質問方法 令和6年6月26日(水)～7月3日(水) 午後5時15分までに質問書(様式任意)に記入のうえ、下記の連絡先に電子メールで提出してください。
- (2) 回答方法 5の現地説明会実施時に口頭で回答します。また、現地説明会当日、口頭での説明も受け付けます。
なお、説明会に出席されない質問者には7月12日(金)までに郵送で回答します。

7 申請書等の提出

- (1) 提出期間 令和6年8月19日(月)から9月2日(月)までの午前8時30分から午後5時15分までの間(ただし、県の休日を除く。)
- (2) 提出方法 下記の提出先まで持参又は郵送すること。なお郵送の場合は9月2日(月)必着とする。
- (3) 提出部数 正本1部、副本8部を提出すること。

8 連絡先及び申請書提出先

青森市長島一丁目1-1 青森県庁北棟6階 青森県健康医療福祉部障がい福祉課
社会参加推進グループ

電話：017-734-9309

E-mail：syofuku@pref.aomori.lg.jp

9 留意事項

- (1) 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。
- (2) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は指定管理者の決定の公表等に必要の場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (4) 県の業務上の必要により、応募の事実に係る情報を県の機関において利用する場合があります。

V 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

- (1) 青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館等指定管理者審査委員会において、下記の選定基準に基づき書類審査及びヒアリングによる審査を行います。
- (2) ヒアリングの実施日時等は、別途、申請者に通知します。(令和6年9月中旬実施予定)
- (3) 審査の結果は、令和6年9月下旬頃に書面で通知します。
- (4) 県は第1順位の申請者と細目的事項について協議を行い、適正と認められた場合は指定管理者の候補者に決定します。なお、第1順位の者が適正と認められないときは、次順位の者を第1順位とし、同様に協議を行う場合があります。

2 選定基準

選定基準の項目	審査基準の項目	内 容	配点
1 県民の平等な利用が確保されること。	(1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針	①施設の設置目的を理解しているか。 ②申請団体が提案した管理運営方針は県が示した管理の方針に沿っているか。 ③団体の経営モラルは適切か。	10
	(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	①事業等の内容が設置目的等に即しているか。 ②障がい者等へ配慮されているか。	
2 施設の効用を最大限に発揮すること。	(1) 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	①年間の利用者広報計画の内容はどうか。 ②利用者の増加を図るための取組内容はどうか。	30
	(2) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	①サービスの向上のための取組内容はどうか。 ②事業の提案は県が意図した企画となっているか。 ③全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。	
	(3) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	①施設管理、安全管理は適切か。 ②維持管理は効率的に行われるか。 ③施設の長寿命化に向けた取組みがなされているか。	
3 施設の効率的な管理運営ができること。	(1) 施設の管理運営に係る経費の内容	①提案額が相対的に妥当なものであるか。	20
4 施設の管理運営を適正かつ安定して行う能力を有していること。	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	①収入、支出の積算と事業計画書に示している内容との整合性は図られているか。 ②収支計画の実現可能性はあるか。	40
	(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	①人員体制は十分か。 ②職員採用、確保の方策は適切か。 ③職員の指導育成・研修体制は十分か。	
	(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	①団体の財務状況は健全か。	
	(4) 個人情報データの適正な取扱いの確保	①適切な情報管理体制が整備されているか。 ②職員に対する周知が十分なされる内容か。	
	(3) 類似施設の運営実績	①類似施設を良好に運営した実績はあるか。	

3 選定審査対象からの除外

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外することとします。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類が提出期限の翌日以降に提出された場合
- (5) 本募集について複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) 提出書類の提出後に事業計画書の内容を大幅に変更した場合
- (7) その他不正行為があった場合

4 選定結果の公表

選定結果は、指定管理者の候補者名及び選定理由並びに選定基準に基づいた各申請者（候補者以外の申請者名は匿名）の得点、順位を県のホームページで公表する。

VI 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和6年11月定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定されることとなります。

2 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、県が支払う委託料に関する事項、管理の基準等に関する細目的事項等については、県と指定管理者が協議の上、協定を締結するものとします。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結するものとします。

3 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことができます。

- (1) 募集要項に定めた応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと思われるとき。
- (3) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

指定管理者指定申請書

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

グループ構成員表

1 グループ名

2 構成員等

(代表となる団体) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

※グループによる申請を行う場合のみ提出すること。

青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館指定管理者事業計画書

提出年月日

法人名等

1 管理運営の基本方針

- ① 当該施設の設置目的及び施設が求められている社会的役割並びに障がい者の社会参加推進に係る課題を踏まえた上で、その管理運営方針について示してください。
- ② 申請団体の障がい者の社会参加推進に関する基本的な考え方及びこれまでの障がい者を対象とした活動実績を示してください。
また、施設の管理運営に当たっての障がい者への配慮方法を示してください。

2 組織人員

- ① 業務の組織体制について、職員数、職種、職務内容及び職歴を明らかにした上で示してください。（組織図含む。）また、組織図に示した職員を確保していない場合はその採用、確保の方策について示してください。
- ② 勤務体制及び勤務時間外の連絡体制について示してください。
- ③ 施設の設置目的に即した各業務の実施に係る職員の動員計画について具体的に示してください。
- ④ 提案した業務の実施、個人情報の保護及び施設・設備の保守点検等を踏まえた人材育成の方針と具体的方法（職員研修計画等）について示してください。

3 管理運営の実施計画

- ① 在宅障がい者等の利用増加を図るための具体的手法を示してください。
- ② 管理運営に当たっての関係団体等との連携方法について示してください。
- ③ 利用者のニーズの把握方法について示してください。
- ④ 苦情処理の対応方針、対応体制について具体的に示してください。
- ⑤ 施設の設置目的を踏まえた上で、実施予定の業務に係る実施計画を業務ごとに示してください（自主業務を含む。）。ただし、業務水準書 7(3)に掲げる各事業内容の実施を必

須とします。

なお、業務の一部を再委託する場合は、その委託内容、受託者の選定方法、指導体制についても示してください。

4 施設・設備の維持管理計画及び利用者の安全対策

① 施設・設備の保守点検及び維持管理(小規模修繕を含む。)の取組方針について、業務水準書に即して示してください。

なお、業務の一部を再委託する場合は、その委託内容、受託者の選定方法、指導体制についても示してください。

② 日常的な施設管理・安全管理体制について示してください。

③ 地震、火災、風水害等の災害事故時における利用者保護及び応急対応を適切に行うための実施体制並びに緊急連絡体制について示してください。

④ 施設・設備の長寿命化のための具体策について示してください。

5 個人情報の保護

個人情報の管理体制及び漏えい防止策について具体的に示してください。

6 収支計画

① 施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理運営経費の縮減を図る方策について考慮の上、下記支出明細書に示してください。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
人件費						
管理運営費						
事業費						
計						

② 各項目の経費の積算根拠を示してください。なお、事業費項目については、施設の設置目的に即した各業務ごとに経費の積算根拠を具体的に示してください。

ア 人件費

イ 管理運営費

ウ 事業費

③ 施設利用者傷害保険への加入等、損害賠償に対する取組みについて示してください。

7 類似施設の管理運営実績

当該施設の管理運営等に類似した業務を実施しているときは、その業務内容について示してください。

8 必要物品の配備計画

独自に必要と判断される物品がありましたらその配置計画を示してください。

9 休館日、開館時間

休館日、開館時間の設定及びその考え方を示してください。

※ 用紙サイズは日本産業規格A4版とし、ページ数の制限はありません。

※ 必要に応じ、参考となる資料を添付してください。